

米国における純損失・欠損金（Net Operating Losses）の取扱い

日本国内では、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染が続いています。令和4年2月末時点で31都道府県がまん延防止等重点措置の実施地域となっており、未だに感染収束の見通しが立たない状況です。ここ2年間のコロナ禍により、個人事業主が純損失（事業活動から生じた損失）や法人が欠損金を計上せざるを得ない場合も多く存在していると推察されます。

アフターコロナで支援金や協力金が無くなった際、資金が枯渇した個人事業主や法人を存続させる切り札の一つが、税制上の純損失や欠損金の取扱いではないでしょうか。

今回は、米国における純損失・欠損金（Net Operating Losses）の取扱いについて俯瞰してみたいと思います。米国連邦税法における「所得税（Income Tax）」には、個人の所得に課せられる個人所得税（Individual Income Tax）のみならず、法人の所得に課せられる法人所得税（Corporation Income Tax）も含まれます。連邦政府の全ての内国税を規定する法律は、内国歳入法典（U.S.Code: Title26, Internal Revenue Code (I.R.C)）として法典化されており、その法典では、同じ租税につき納税者の違い、個人と法人の別にかかわらず、原則として同じ税法の同じ部分が共通して適用され、所得税の規定では、一般に個人（自然人）の納税者に適用される個人所得税を基礎に、法人等の法人所得税については、個人所得税と異なる取扱いが適用される部分についてのみ規定する形式が採用されています。

そのため個人事業主の純損失も法人の欠損金も同じ取扱いになっており、基本的には以下の通りです。

開始する課税年度	繰戻還付 (Carry Back)	繰越期間 (Carry Forward)	繰越控除限度 使用可能課税所得の割合
①1997年8月6日以降 2017年12月31日以前	2年	20年	100%
◇2018年1月1日以降 2020年12月31日以前	5年	無制限	100% (2020年迄) 80% (2021年以降)
②2021年1月1日以降	廃止	無制限	80%

①1997年8月6日以降に2017年12月31日以前に開始する課税年度：繰戻還付（Carry Back）2年、繰越期間（Carry Forward）20年、使用可能な課税所得割合100%

②2018年1月1日以降に開始する課税年度：繰戻還付は廃止、繰越期間は無制限、使用可能な課税所得割合80%「2017年減税及び雇用法（Tax Cuts and Jobs Act of 2017 (TCJA)）」

但し、「コロナウイルス支援、救済及び経済安全保障法（Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act (CARES Act) 2020）」によって、◇2018年1月1日以降から2020年12月31日までに開始する課税年度：繰戻還付5年、繰越期間は無制限、使用可能な課税所得割合100%（2020年まで）、80%（2021年以降）と暫定的な措置がとられています。

繰戻還付を廃止して、繰越期間を無制限として、繰越控除限度額を設ける方向性となっていますが、今回のコロナ禍のみならず当時多発テロやITバブル崩壊後の「2002年雇用創出法及び労働者援助法（Job Creation and Worker Assistance Act of 2002）」やリーマンショック後の「2009年アメリカ復興及び再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）」のような不測の巨大災害や世界的な経済環境の変化に対応するために、しばしば税法上の特例として5年間の繰戻還付が設けられていることが特徴的です。

【参考文献】：伊藤公哉（2021）「アメリカ連邦税法」第8版

（国際特別委員会副委員長 渡邊 弘一）